

## 特定健診費用及び特定保健指導費用の受領委任に係る受任承諾書

医師会は、別添委任状のとおり特定健診機関・特定保健指導機関から特定健診費用及び特定保健指導費用の受領に関する権限を委任されました。

ついては、当該費用を医師会へ支払い願います。

受任に当たっては、受領に関して知り得た機密に係る事項については、第三者に漏洩はいたしません。

また、委任者と医師会の間において紛争が発生した場合については、当事者間において解決するものとします。

平成 年 月 日

兵庫県国民健康保険団体連合会 理事長 矢田 立郎 殿

受任者 住 所  
医 師 会 名  
医 師 会 長 名

印